

議案第二百三号

福島県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

福島県中小企業振興基本条例（平成十八年福島県条例第百号）の一部を次のように改正する。

前文中「必要である。」の次に次のように加える。

こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、中小企業を取り巻く経営環境に深刻かつ重大な影響をもたらした。こうした経営状況から立ち上がり、これを取り越えていくため、本県の中小企業の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要である。

第三条に次の一項を加える。

3 中小企業の振興は、東日本大震災による被害及び影響を克服するための不断の取組により、推進されなければならない。

第八条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、県は、東日本大震災からの中小企業の復興再生に向けて、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

一 被災した事業者の事業継続及び事業再開のため、産業インフラの整備並びに施設等の復旧及び整備を促進すること。

二 観光、県産品等の風評払拭に努めること。

三 深刻な被害を受けた中小企業の経営基盤の強化のため、国内外における市場の開拓及び国外における円滑な事業の展開の支援を図ること。

四 原子力に依存しない再生可能エネルギーを中心とした産業構造の確立を図ること。

五 最先端の医療関連産業の集積を図ること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。